

# 大館市農業委員会総会議事録

令和5年5月12日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年5月12日（金）午前9時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（14名）					
1 番	渡邊 久留美	11 番	小畑 美恵子		
2 番	石山 元一	12 番	富樫 英悦		
4 番	斎藤 重春	14 番	浅利 瑞穂		
5 番	小林 大樹	15 番	糸屋 由衛門		
7 番	伊藤 昇	16 番	菅原 和久		
9 番	藤盛 久登	17 番	虻川 マキ子		
10 番	菅原 一成	18 番	安部 幸美		
3. 欠席委員の氏名（5名）					
3 番	阿部 重信	6 番	小畑 純市	8 番	高坂 千悦
13 番	畠山 繁司	19 番	渡邊 久雄		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	18 番	安部 幸美		1 番	渡邊 久留美
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 26 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について
議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 14 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、3 番 阿部 重信 委員、6 番 小畑 純市 委員、8 番 高坂 千悦 委員、13 番 畠山 繫司 委員、19 番 渡邊 久雄 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 18 番 安部 幸美 委員、議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員にお願いいたします。

## 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 最初に、1 ページをお開き願います。

4 月総会から 5 月総会までの業務報告についてであります。

続いて報告第 11 号です。

2 ページをお開き願います。

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による貸借の合意解約通知  
について

次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による貸借の合意解約通知  
があったので報告する。

令和 5 年 5 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

3 ページをお開き願います。

内訳は 3 ページから 6 ページに記載の No.133 から No.140 の 8 件で、農業  
経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を解約したものであり、地目は田  
で 32,266 m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の解約 8 件の内訳は、No.133 は「水害による耕作不能のため」、  
No.134～140 は「他に貸すため」であります。

報告は以上です。

**議長**

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

**議長**

ないようですので、承認するものといたします。

**議長**

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請  
に対する処分について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

7 ページをお開き願います。

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する

処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和5年5月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

8ページをお開き願います。

内訳は、8ページから10ページのNo.22～27の6件で、地目は田が22,414㎡、畑で1,620㎡、面積合計は24,034㎡であります。

譲受の事由は、No.22は「自家耕作のため」、No.23は「受贈」、No.24～27は「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

議案第26号 No.22～27について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第26号 No.22～27について、原案のとおり決してお異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

**議長**

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による賃貸借（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

**局長**

11 ページをお開き願います。

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は 12 ページの No.3 の 1 件で、地目は田で、面積は 280 m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、一般住宅を建築するものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大滝温泉駅から約 450m に位置する 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は 13, 14 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.3 の現地調査の結果を議席番号 7 番の伊藤 昇 委員よりご報告願います。

## 7 番(伊藤 昇 委員)

7 番 伊藤 昇です。

議案第 27 号について、去る 5 月 2 日に菅原 一成 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第 27 号 No.3 についてであります。申請者が父親から農地の借受け一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は 13 ページの位置図になります。

この場所は、湯夢湯夢の湯から西に約 180mそして大滝温泉駅前から東に約 450mに位置する市道 扇田十二所線沿いの農地で、昨年までは畑として耕作していました。

14 ページの配置図にありますように、転用に当たっては、0.6m盛土して東側の両親の宅地に高さを合わせ、北側はヒューム管と L 型擁壁を埋設し、市道の高さを合わせ、西側、南側は法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は敷地内浸透処理し、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただ今、伊藤 昇 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 27 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 27 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

#### 議長

次に、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

15 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付



について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和5年5月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

16 ページをお開き願います。

内訳は、16 ページから 18 ページのNo.9～14 の 6 件で、地目は田で 3,033 m<sup>2</sup>と畑で 1,504 m<sup>2</sup>となり面積合計 4,537 m<sup>2</sup>であります。

No.9 は一般住宅を建築しようとするものです。

No.9 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、県立比内支援学校から西に、約 2,300mに位置する農振地域の第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.9 の位置図及び配置図は、19、20 ページに記載のとおりであります。

次にNo.10 は宅地分譲地を造成しようとするものです。

No.10 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、市立有浦小学校から北に、約 150mに位置する第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでございますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.10の位置図及び配置図は、21、22ページに記載のとおりであります。

次にNo.11は建設機械・販売展示場を造成しようとするものです。

No.11の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでございますが、申請地は、釈迦内出張所から東に、約590mに位置する農振地域の第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のカの(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでございますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.11の位置図及び配置図は、23、24ページに記載のとおりであります。

次にNo.12は一般住宅を建築しようとするものです。

No.12の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでございますが、申請地は、大館市役所から南東に、約1,100mに位置する第1種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてでございますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.12の位置図及び配置図は、25、26ページに記載のとおりであります。

次にNo.13、14は隣接地でありますので一括で説明いたします、用途は

宅地分譲地を造成しようとするものです。

No.13、14 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、大館東中学校から東に、約630mに位置する第1種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.13、14 の位置図及び配置図は、27、28 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.9・10 の現地調査の結果を議席番号7番の伊藤 昇 委員より、No.11～14 を議席番号10番の菅原 一成 委員よりご報告願います。

## 7番(伊藤 昇 委員)

7番の伊藤 昇です。

議案第28号について、去る5月2日に菅原 一成 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、議案第28号No.9であります。申請者が農地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は19ページの位置図になります。この場所は、市道 二ツ森・五輪台線と市道 八木橋・寺崎線の交差点から南西方向へ250mほど進んだ右側の農地で、昨年までは休耕地として管理されてきました。

20ページの配置図にありますように、転用にあたっては、0.2m盛土し

て西側の宅地に高さを合わせ、北側、西側、南側の一部には法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、農業集落排水に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、議案第 28 号No.10 であります。申請者が農地を購入し宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

申請地は 21 ページの位置図になります。この場所は、市立有浦小学校脇の市道 有浦区画 1 号線を北上して右折して市道 有浦区画 6 号線を東方向へ 110m ほど進んだ左側農地で、現在は休耕地として管理されていました。

22 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、0.75m 盛土して南側の市道の高さを合わせ、北側は法面保護し、東側は既設コンクリート擁壁があり、西側は新設の浸透側溝を設けて既設の私道に高さを合わせて土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 10 番(菅原 一成 委員)

10 番の菅原 一成です。

議案第 28 号について、去る 5 月 2 日に伊藤 昇 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、議案第 28 号No.11 についてであります。申請者が農地を購入し中古建設機械の展示販売場を増設しようとするものです。

申請地は 23 ページの位置図になります。

この場所は、大館北 IC から弘前方面に国道 7 号を約 260m 進んだ右側

の重機展示販売場に隣接する農地で、現在は休耕地として管理されていました。

24 ページの配置図にありますように、転用に当たっては、平均 1.5m 盛土して既存の展示販売場に高さを合わせ、北側の一部、東側、南側は法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は敷地内浸透処理し、汚水や生活雑排水は、展示販売場のため発生しないことから特に問題は無いものと見てまいりました。

17 ページにお戻りください。右端の転用の内容欄をご覧ください。農地転用を必要とする事業全体の敷地面積の必要性・数量的な根拠についてですが、総面積 4,374 m<sup>2</sup> の内農地転用面積 752 m<sup>2</sup> です。よって、施行規則第 35 条第 5 号で規定している「拡張部分の面積が既存の施設の面積の 1/2 を超えないもの」に該当していることを申し添えます。

次に、議案第 28 号 No.12 であります。申請者が農地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は 25 ページの位置図になります。

この場所は、市役所から 1,100m の距離にあり、市道 柄沢線と市道 柄沢長橋線の交差点から西方向へ 15m ほど進んだ農地で、現在は休耕地として管理されていました。

26 ページの配置図にありますように、転用に当たっては、0.75m 盛土して北側の市道 柄沢線と高さを合わせ、西側には L 型擁壁を埋設し、南側と東側は法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は北側の市道側溝へ放流し、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、議案第 28 号 No.13 と No.14 であります。隣接地ですので、一括して説明いたします。

申請者が農地 No.13 と No.14 を購入し、宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

申請地は 27 ページの位置図になります。

この場所は、市道 有浦東台線と市道 有浦二ツ屋区画 11 線の交差点に接する北西側の農地で、No.13 は昨年まで田として耕作していました。農地No.14 は休耕地として管理されていました。

28 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、0.30m盛土して東側の市道に高さを合わせ、北側と西側はL型擁壁を設置し、南側は新設の浸透側溝を設けて土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議長

ただ今、伊藤 昇 委員と菅原 一成 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 28 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 28 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

#### 議長

次に、議案第 29 号「農地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

29 ページをお開き願います。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は 30 ページから 34 ページまで、令和 5 年度農用地利用集積計画(第 2 号) の新規に利用権を設定するものと再設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 96 から新 - 151 までの 56 件と再 - 5 から再 - 7 の 3 件で合計 59 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間 1 年が 1 件、3 年が 3 件、5 年が 18 件、6 年が 2 件、10 年が 32 件で、地目は田の面積が 389,092.86 m<sup>2</sup>であります。

次に再契約の期間は 1 年で 3 件です。地目は田で 6,940 m<sup>2</sup>となり新規と合わせて面積合計は 396,032.86 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

それでは「議案第 29 号 新 - 96 ~ 151 及び再 - 5 ~ 再 - 7」について審議します。

**16 番(菅原 和久 委員)**

新 - 151 の農事組合法人北の鹿農舎とはどのような法人か。

## 事務局

新-151の北の鹿農舎についてご説明いたします。

一昨年、白沢の圃場の国道から右側の農地ですけれども、耕作者から返されました。今回の場所を経営していた大茂内さんが辞めたことにより去年一年間休耕地となっております。また、昨年一年かけて地域の担い手のあっせん等という形で行い、このような形となっております。

## 議長

他に何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、「議案第29号 新-96～新-151及び再-5～再-7」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 当面の行事日程について説明する

## 議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前9時41分終了



この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月12日

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 18 番 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 1 番 \_\_\_\_\_

## 農地法第3条調査書

議案第26号 No.22	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市沼館字神田表・・・ 外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市沼館字神館・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市沼館字神田表・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地を耕作しており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月2日、藤盛 久登 農業委員と浅利 瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

## 農地法第3条調査書

議案第26号 No.23	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市十二所字真山岱・・・ 外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市十二所字田町・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字田町・・・
		△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する親子であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、生前贈与が目的である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え る。 なお、5月4日、畠山 繁司 農業委員と 秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況 等を確認した。	する (しない)

## 農地法第3条調査書

議案第26号 No.24	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市粕田字上羽立西・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市粕田字上羽立東・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市粕田字上羽立西・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月2日、藤盛 久登 農業委員と 浅利 瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第26号 No.25	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町扇田字森下才川附・・・ 外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字中道・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、5月4日、渡邊 久雄 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

## 農地法第3条調査書

議案第26号 No.26	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字大面田・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町独鈷字沢村・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月4日、渡邊 久雄 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

## 農地法第3条調査書

議案第26号 No.27	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字岩野目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字前田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が自家野菜を栽培する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、5月4日、高坂 千悦 農業委員と 小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)